

特定外来生物防除等対策事業交付要綱

(通則)

第1条 特定外来生物防除等対策事業に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。）及びその他の法令（以下「法令」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 この交付金は、地方公共団体が、特定外来生物（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号。以下「外来生物法」という。）第2条第1項に規定する生物。以下同じ。）又は特定外来生物への指定を検討されている生物による生態系及び人の生命・身体に係る被害の防止に向け行う事業（以下「外来生物対策事業」という。）の実施に要する費用に充てるため、国が地方公共団体に対して交付金を交付することにより、地方公共団体による、それぞれの地域の実情に応じた外来生物対策事業の効率的かつ効果的な実施を図ることを目的とする。

(交付の対象等)

第3条 この交付金は、特定外来生物防除等対策事業実施要領（令和5年2月27日付け環自野発第2302273号）（以下「実施要領」という。）に基づき地方公共団体（都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。））が行う次の事業を交付の対象とする。

- 一 地方公共団体が自ら行う別表第1第1欄の（1）（2）及び（3）の外来生物対策事業（以下、「直接交付事業」という。）
 - 二 別表第2第3欄に定める者が実施する外来生物対策事業に対し、都道府県が交付する別表第1第1欄の（1）及び（2）の事業
 - 三 別表第2第3欄に定める者（市町村を除く）が実施する外来生物対策事業（前号の外来生物対策事業と併せて、以下「間接交付事業」という。）に対し、市町村が交付する別表第1第1欄の（1）及び（2）の事業
- 2 交付事業の実施に要する交付対象経費の区分及び内容は別表第1のとおりとし、以下の方法により算出した額に対して予算の範囲内で交付する。
- 一 地方公共団体が自ら行う外来生物対策事業について、事業ごとに、別表第1第3欄に定める交付対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる交付率を乗じる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 二 間接交付事業者に対し、地方公共団体が交付する事業について、事業ごとに、別表第1第3欄に定める交付対象経費と当該事業の総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる交付率を乗じる。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
 - 三 一又は二により算出された額の合計額と基準額とを比較して少ない方の額を交付額とする。
- 3 第1項の事業の実施に関して必要な細目は、実施要領に定めるところによる。

(交付申請)

第4条 地方公共団体の長は交付金の交付を受けようとするときは別途指示する期日までに様式第1によ

る交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 地方公共団体の長は、前項の交付金の交付の申請をするに当たって、当該交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- 3 前2項の場合において、交付申請者が市町村であるときは、都道府県知事を経るものとする。

(変更交付申請)

第5条 交付金の交付決定を受けた地方公共団体の長（以下「交付事業者」という。）は、交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して交付金の額の変更申請を行う場合には、速やかに様式第2による変更交付申請書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 前条第2項の規定は、前項の変更交付申請を行う場合において準用する。

(交付決定の通知)

第6条 環境大臣は、第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、交付金を交付すべきもの又は交付決定の内容を変更すべきものと認めたときは、交付決定又は変更交付決定を行い、様式第3による交付決定通知書又は様式第4による変更交付決定通知書を交付事業者に送付するものとする。

- 2 第4条第1項の規定による交付申請書又は前条第1項の規定による変更交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、原則60日以内とする。
- 3 環境大臣は、第4条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、交付金に係る消費税等仕入控除税額について、交付金の額の確定において減額を行うこととする旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(交付の条件)

第7条 交付金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- 一 交付事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、地方公共団体の財務規則等に基づく競争性のある手続きを原則とする。ただし、契約の性質又は目的が競争を許さない場合については、例外的に指名競争に付し、又は随意契約によることができるものとし、地方公共団体の財務規則等に基づき契約するものとする。
- 二 次に掲げる事項に該当する場合は、あらかじめ様式第5による計画変更承認申請書を環境大臣に提出し、その承認を受けなければならない。なお、交付金の額に変更を伴う場合は、第5条に定める手続によるものとする。
 - ア 別表第1に示す交付事業に要する経費の事業区分ごとの配分を変更しようとするとき。ただし、事業実施者の区分が同一の場合であって、かつ、各配分額のいずれか低い額の30%以内の変更を除く。
 - イ 交付事業の内容を変更しようとするとき。ただし、交付目的及び事業能率に關係がない事業計画の細部の変更である場合を除く。
- 三 交付事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合は、様式第6による中止（廃止）承認申請書を環境大臣に提出して承認を受けなければならない。
- 四 交付事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合又は交付事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を環境大臣に提出して、その指示を受けなければならない。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了

予定期日後2ヶ月以内である場合はこの限りでない。

五 交付事業の遂行及び収支の状況について、環境大臣の要求があったときは速やかに様式第8による遂行状況報告書を環境大臣に提出しなければならない。

六 交付事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておくとともに、これらの帳簿及び証拠書類を交付事業の完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、環境大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

七 交付事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書により速やかに環境大臣に報告しなければならない。環境大臣は、その報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずることとする。当該返還の期限は、その命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。ただし、第10条第4項の規定により当該消費税等仕入控除税額を減額して実績報告を行った場合には、この限りでない。

八 交付事業者は、交付事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、交付事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、交付金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

九 交付事業者は、取得財産等のうち、交付事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具、並びにその他環境大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定める期間を経過するまで、環境大臣の承認を受けないで、交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。なお、財産処分に係る承認申請、承認条件その他必要な事務手続については、「環境省所管の交付金等で取得した財産の処分承認基準について」（平成20年5月15日付け環境会発第080515002号大臣官房会計課長通知。以下「財産処分承認基準」という。）に基づき行うものとする。また、財産処分承認基準第4に定める財産処分納付金について、環境大臣が定める期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利3%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

十 交付事業者は、間接交付事業者に間接交付金（交付事業者が環境大臣から交付を受けた交付金をその財源として、間接交付事業者に交付する給付金をいう。以下同じ。）を交付するときは、前一号から九号に準ずる条件を付さなければならない。

十一 前号により付した条件に基づき交付事業者が承認又は指示を与える場合には、あらかじめ環境大臣の承認又は指示を受けなければならない。

十二 交付事業者は、第十号により付した条件に基づき、間接交付事業者から間接交付金相当額の全部又は一部の納付があった場合には、環境大臣に報告し、環境大臣はその納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

2 前項の各号に掲げる条件のほか、環境大臣は、交付事業の実施に関し必要な条件を付すことができる。

（申請の取下げ）

第8条 地方公共団体の長は、交付金の交付決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があり、交付金の交付の申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から20日以内に環境大臣に書面をもって取り下げを申し出なければならない。

（交付事業の遂行の命令等）

第9条 環境大臣は、第7条第1項第五号の規定による報告書に基づき、交付事業が法令、本要綱、実施要領（以下「法令等」という。）、交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認められ

るときは、交付事業者に対し、これらに従って交付事業を遂行すべきことを命ずることができる。

- 2 環境大臣は、交付金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、交付事業者若しくは間接交付事業者に対して報告をさせ、又はその職員に交付事業者若しくは間接交付事業者の事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(実績報告)

第10条 交付事業者は、交付事業が完了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに様式第11による完了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。

- 2 交付事業の実施期間内において、国の会計年度が終了したときは、翌年度の4月30日までに様式第12による年度終了実績報告書を環境大臣に提出しなければならない。
- 3 交付事業者が第1項の完了実績報告書をやむを得ない理由により期限内に提出できない場合は、環境大臣は期限について猶予することができる。
- 4 交付事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、第4条第2項ただし書（第5条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により交付額を算出した場合において、交付金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(交付金の額の確定等)

第11条 環境大臣は、前条第1項の報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る交付事業の実施結果が交付金の交付の決定の内容（第7条第二号に基づく承認をした場合は、その承認された内容を含む。）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき交付金の額を確定して、様式第13による交付額確定通知書により交付事業者に通知するものとする。

- 2 環境大臣は、交付事業者に交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、その超える部分の交付金の返還を命ずる。
- 3 前項の交付金の返還期限は、その命令のなされた日から20日以内とする。ただし、交付事業者等が地方公共団体であって、当該交付金等の返還のための予算措置につき議会の承認を必要とする場合で、かつ、本文の期限により難い場合には、交付金等の額の確定の通知の日から90日以内で環境大臣が定める日以内とすることができる。
- 4 環境大臣は、前項の期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る日数に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(交付金の支払)

第12条 交付金は、前条第1項の規定により交付すべき交付金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合においては、交付金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 交付事業者は、前項の規定により交付金の支払を受けようとするときは、様式第14による精算（概算）払請求書を環境大臣に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第13条 環境大臣は、第7条第三号の交付事業の全部若しくは一部の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条第1項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、第四号の場合において、交付事業のうち既に経過した期間に係る部分についてはこの限りではない。

- 一 交付事業者又は間接交付事業者が、法令等又は法令等に基づく環境大臣若しくは交付事業者の処分若

しくは指示に従わない場合

- 二 交付事業者が交付金を交付事業以外の用途に使用した場合又は間接交付事業者が間接交付金を間接交付事業以外の用途に使用した場合
 - 三 交付事業者又は間接交付事業者が、交付事業又は間接交付事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合
 - 四 天災地変その他交付金の交付の決定後生じた事情の変更により、交付事業又は間接交付事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合その他の理由により交付事業又は間接交付事業を遂行することができない場合（交付事業者又は間接交付事業者の責に帰すべき事情による場合を除く。）
- 2 環境大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に関し交付金が交付されているときは、期限を付して当該交付金の返還を命ずるものとする。
- 3 環境大臣は、前項の返還を命ずる場合であって、適正化法第17条第1項に基づく交付決定の取消しである場合には、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、年利10.95%の割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第2項に基づく交付金の返還については、第11条第3項（ただし書きを除く。）及び第4項の規定を準用する。

（間接交付金の交付規程）

第14条 交付事業者は、交付事業の開始前に、交付事業を本要綱の規定に従い行うために、間接交付金の交付の手続等について交付規程を定め、環境大臣に報告するものとする。これを変更しようとするときも同様とする。当該交付規程には、法令等の規定に準じた条項を定めるものとする。

（間接交付金の交付）

第15条 交付事業者は、間接交付金の交付を行うため、第12条第1項ただし書きに規定する概算払により交付金の交付を受けたときは、遅滞なく、間接交付金を間接交付事業者に交付しなければならない。

（交付金事業の着手）

第16条 地方公共団体の長は、原則として、交付金交付決定に基づき、交付対象事業に着手するものとする。ただし、地域の実情に応じて交付対象事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業着手をしようとするときは、速やかにその旨を様式第15により、その理由を具体的に明記した特定外来生物防除等対策事業交付決定前着手届を、自然環境局長に提出するものとする。

（電子情報処理組織による申請等）

第17条 地方公共団体の長は、第4条第1項の規定に基づく交付の申請、第5条第1項の規定に基づく変更交付の申請、第7条第1項第二号の規定に基づく計画変更の申請、第7条第1項第三号の規定に基づく中止又は廃止の申請、第7条第1項第四号の規定に基づく事業遅延の報告、第7条第1項第五号の規定に基づく状況報告、第7条第1項第七号の規定に基づく消費税等仕入控除税額の確定に伴う報告、第8条の規定に基づく申請の取下げ、第10条第1項若しくは第2項の規定に基づく実績報告、第12条第2項の規定に基づく支払請求又は第16条第1項の規定に基づく交付決定前着手届（以下、「交付申請等」という。）については、電子情報処理組織を使用する方法（適正化法第26条の2及び3の規定に基づき環境大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

（電子情報処理組織による通知等）

第18条 環境大臣は、前条の規定により行われた交付申請等に係る通知、承認、指示又は命令について、当該通知等を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、交付金の交付に関する必要な事項は、環境省自然環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。